

1. 議事日程第1号

(平成23年第4回大口町議会臨時会)

平成23年5月11日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定について
日程第6 諸般の報告
日程第7 副議長の選挙
日程第8 常任委員会委員の選任
日程第9 議会運営委員会委員の選任
日程第10 議会基本条例検討特別委員会の設置について
日程第11 南小学校建設特別委員会の設置について
日程第12 一部事務組合議会議員の選挙
日程第13 愛知県尾張水害予防組合議会議員の選挙
日程第14 議案第32号 平成23年度一般会計補正予算(第1号)(提案説明・質疑・討論・採決)
日程第15 議案第33号 監査委員の選任について(提案説明・質疑・討論・採決)
日程第16(日程追加) 閉会中の継続審査・調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治

13番 丹羽 勉
15番 倉知 敏美

14番 木野 春徳

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
地 域 協 働 部 参 事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生 涯 教 育 部 長	近 藤 孝 文	会 計 管 理 者	吉 田 治 則
都 市 整 備 課 長	渡 邊 俊 次	行 政 課 長	江 口 利 光
政 策 推 進 課 長	社 本 寛	50周 年 記 念 事 業 事 務 局 長	前 田 悦 巳
学 校 教 育 課 長	竹 本 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
-------------	---------	------------------	---------

議会事務局長（河合俊英君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。過日の事務連絡会議で御報告させていただいたとおり、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

それでは、年長の土田進議員、臨時議長をお願いいたします。

（9番 土田進君 議長席に着席）

臨時議長（土田 進君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました土田進でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

開会及び開議の宣告

臨時議長（土田 進君） ただいまから平成23年第4回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い、会議を進めます。

（午前 9時30分）

仮議席の指定

臨時議長（土田 進君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

議長の選挙

臨時議長（土田 進君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（土田 進君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。

大口町議会会議規則第31条第2項の規定により、1番 江幡満世志議員、2番 吉田正議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

臨時議長(土田 進君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(土田 進君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(土田 進君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

(投票)

臨時議長(土田 進君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(土田 進君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

江幡満世志議員、吉田正議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長(土田 進君) 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票15票。有効投票のうち、倉知敏美議員15票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、倉知敏美議員が議長に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

臨時議長(土田 進君) ただいま議長に当選されました倉知敏美議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

倉知敏美議員より、発言を求められておりますので、発言を許可します。

新議長(倉知敏美君) 改めまして、皆様おはようございます。

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員の皆様のお推挙をいただきまして、大口町議会議長という重職につくことになりました。本当に身に余る光栄でありまして、本当に心から感謝申し上げたい、そんなふうに思っております。本当にありがとうございました。もとより、浅学非才の身であり、いまだ熟さぬ青二才で、その器でないことは重々承知しておりますが、かくなる上は皆様の御期待

に沿うべく一身を呈して、その御厚志に報いる覚悟でございます。

また、議会運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたしますことを、ここにお約束を申し上げる次第でございます。一生懸命頑張っております。どうぞ皆様、これからも大口町議会、そしてこの大口町発展のためにも、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

臨時議長（土田 進君） 倉知敏美議長、議長席にお着き願います。

（土田進君 自席へ、倉知敏美議長 議長席に着席）

議席の指定

議長（倉知敏美君） それでは、続きまして日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいまの議席のとおりと指定をいたします。

会議録署名議員の指名

議長（倉知敏美君） 次に日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 柘植満議員、4番 伊藤浩議員を指名いたします。

会期の決定について

議長（倉知敏美君） 続きまして日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（倉知敏美君） 次に日程第6、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の2月分及び3月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付をいたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

副議長の選挙

議長（倉知敏美君） 続いて日程第7、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（倉知敏美君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、5番 前田新生議員、6番 大島保憲議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

議長（倉知敏美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

議長（倉知敏美君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票願います。

（投票）

議長（倉知敏美君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終了いたします。

それでは、開票を行います。

前田新生議員、大島保憲議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（倉知敏美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票15票。有効投票のうち、丹羽勉議員15票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、丹羽勉議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(倉知敏美君) ただいま副議長に当選されました丹羽勉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

丹羽勉議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

新副議長(丹羽 勉君) 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、議員の皆様方の御推挙をいただき、副議長の重責を担うこととなりました。もとより、議員経験は浅く、その器ではございませんが、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、議会を取り巻く情勢は極めて厳しいものがあります。議員定数、議員報酬の削減、さらには議会不要論まで飛び出すありさまです。これは、議会の重要性は認識しつつも、議員や議会が何をしているのか、町民の皆さんに見えなかったことが大きな要因ではないかと思えます。私は議員の活動や、議会のあり方の情報を発信するとともに、本会議の放映など、住民に開かれた議会を目指して、議員相互でじっくり議論を重ねてまいりたいと思っております。皆様方には今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(倉知敏美君) それでは、会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

(午前 9時52分)

議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

(午前11時20分)

常任委員会委員の選任

議長(倉知敏美君) 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、大口町議会委員会条例第6条第1項の規定により、次のとおり指名したいと思います。

総務建設常任委員は、吉田正議員、柘植満議員、前田新生議員、丹羽孝議員、齊木一三議員、宮田和美議員、酒井廣治議員、そして私、倉知敏美の以上8名でございます。

文教福祉常任委員は、江幡満世志議員、伊藤浩議員、大島保憲議員、岡孝夫議員、土田進議

員、丹羽勉議員、木野春徳議員、以上の7名でございます。

議会広報常任委員は、吉田正議員、丹羽孝議員、岡孝夫議員、土田進議員、宮田和美議員、酒井廣治議員、以上の6名でございます。

御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

続いて、休憩中の全協におきまして、各常任委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、ここで発表いたします。

総務建設常任委員長 柘植満議員、副委員長 酒井廣治議員。

文教福祉常任委員長 岡孝夫議員、副委員長 木野春徳議員。

議会広報常任委員長 酒井廣治議員、副委員長 宮田和美議員。

以上のとおり決定をいたしました。

議会運営委員会委員の選任

議長(倉知敏美君) 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、大口町議会委員会条例第6条第1項の規定により、次のとおり指名したいと思えます。

吉田正議員、柘植満議員、岡孝夫議員、齊木一三議員、宮田和美議員、酒井廣治議員、丹羽勉議員、木野春徳議員、以上の8名でございます。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

続いて、休憩中の全協において、議会運営委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので発表いたします。

議会運営委員長 木野春徳議員、副委員長 岡孝夫議員。

以上のとおり決定をいたしました。

議会基本条例検討特別委員会の設置について

議長(倉知敏美君) 日程第10、議会基本条例検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会基本条例の制定を検討するため、全議員で構成する議会基本条例検

討特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがって、全議員で構成する議会基本条例検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

続いて、休憩中の全協におきまして、議会基本条例検討特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので発表いたします。

議会基本条例検討特別委員長 齊木一三議員、副委員長 柘植満議員。

以上のとおり決定をいたしました。

南小学校建設特別委員会の設置について

議長(倉知敏美君) 日程第11、南小学校建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。大口南小学校の建設事業については、8人の委員で構成する南小学校建設特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する南小学校建設特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。南小学校建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、次のとおり指名したいと思います。

南小学校建設特別委員は、吉田正議員、岡孝夫議員、土田進議員、齊木一三議員、酒井廣治議員、丹羽勉議員、木野春徳議員、そして私、倉知敏美の以上8名でございます。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、南小学校建設特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

続いて、休憩中の全協において正・副委員長の互選をしていただいておりますので発表いたします。

南小学校建設特別委員長 土田進議員、副委員長 丹羽勉議員。以上のとおり決定をいたしました。

一部事務組合議会議員の選挙

議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第12、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。一部事務組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

丹羽広域事務組合議会議員は、前田新生議員、大島保憲議員、土田進議員、齊木一三議員、木野春徳議員、以上の5名です。

江南丹羽環境管理組合議会議員は、柘植満議員、岡孝夫議員、宮田和美議員、以上の3名です。

愛北広域事務組合議会議員は、丹羽孝議員、酒井廣治議員、丹羽勉議員、以上の3名です。

尾張農業共済事務組合議会議員は、吉田正議員です。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり当選人と定めることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり当選されました。

当選されました方に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

愛知県尾張水害予防組合議会議員の選挙

議長（倉知敏美君） 引き続き、日程第13、愛知県尾張水害予防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。愛知県尾張水害予防組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたします。

それでは、指名をいたします。

愛知県尾張水害予防組合議員は、上小口一丁目263番地、酒井孝君。余野六丁目359番地、伊藤浩君、以上の2名でございます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり当選人と定めることに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり当選されました。当選されました方に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議案第32号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(倉知敏美君) 続きまして、日程第14、議案第32号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(森 進君) まずもって、倉知議員さんには議長就任おめでとうでございます。今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程させていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第32号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出それぞれ131万6,000円を増額し、93億6,131万6,000円とするものであります。なお、詳細につきましては、総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第32号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第1号)について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入、款14.県支出金、項3.委託金、目1.総務費委託金、補正額として46万5,000円の増額であり、木津用水土地改良区総代会総代総選挙費委託金を計上するものであります。この経費は、歳出にも計上させていただいておりますが、町単独事業の農業委員会一般選挙事業とともに、23年度にそれぞれ任期満了を迎え、それに伴う選挙費用であります。本来当初予算に計上すべきでありましたが、計上漏れとなり、今回補正予算に計上させていただきました。深くおわび申し上げます。今後、こうしたことが生じないよう、それぞれの部署でのチェック体制を強化してまいりますので、お許しいただきますようお願い申し上げます。同じく、目9.教育費委託金、補正額として70万円の増額であります。小学校費委託金において、理科支援員配置委託金60万円と、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託金10万円を新たにお願いするものであります。

次に、款16.項1.寄附金、目2.総務費寄附金3万円の計上は、ふるさと寄附金制度により、町政50周年記念事業にと寄附の申し出があったものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として12万1,000円の増額であります。その内容は、総務費雑入に尾張北部広域行政圏協議会解散に伴う負担金残金の返還金を加えるものであります。

次に歳出です。

1枚めくっていただき、8ページ、9ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目2.政策推進管理費、補正額として105万円の増額であります。その内容は、東日本大震災被災地支援事業として、社会福祉協議会が被災地において、長期のボランティア活動を支援するため、現地での活動拠点の設置を計画しております。町としても、その事業を支援するため、職員の派遣と車両の提供を予定し、それらに伴う旅費と燃料費の計上であります。

同じく、目14.50周年記念事業費76万3,000円の計上であります。4月より50周年記念事業事務局を設置し、準備を進めていますが、その旅費、需用費及び役場玄関正面のアーチ看板の作製委託料を計上するものであります。特定財源として、歳入で説明させていただいたふるさと寄附金3万円を充てております。

同じく、項4.選挙費、目2.各選挙費、補正額として203万3,000円の増額であります。その内容は、農業委員会一般選挙事業156万8,000円と、木津用水土地改良区総代会総代総選挙事業46万5,000円を計上するものであります。

続いて、10ページ、11ページの款4.衛生費、項2.清掃費、目1.塵芥処理費80万円の減額は、ごみ袋調達の入札結果による執行残であります。

次ページ、12、13ページをお願いします。

款7.項1.商工費、目2.観光費220万円の減額は、自粛中止とした桜のライトアップ委託料分

であります。

続いて、款8.土木費、項4.都市計画費、目4.公園費23万円の減額も、堀尾跡公園の桜ライトアップ中止に伴うものであります。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として70万円の増額であります。その内容は、南小の5年、6年生のクラスに理科支援員を配置する委託料と、西小での夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託料であります。

最後に、給与費明細書が載せてあります。

以上で議案第32号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。なお、質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第32号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第1号）の質疑はありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 歳出の12ページ、13ページのところの商工費、観光費ということで、出ていますけれども、桜ライトアップ委託料の減額に関連するんですけれども、総合グラウンドの北側の駐車場のところなんですけど、ここは例年皆さんが花見でバーベキューをやったり、何かようされる場所なんですけれども、どうも、ことしそこで花見をやっておいたら、「ここではバーベキューは禁止です」といって、ハンドマイクか何かで、そうやってお知らせに回っていたようなんですけれども、もともとここは、なぜ舗装しなかったかということ、そういったバーベキューもちゃんとやれるようにということで、舗装しなかった経過が僕はあると思うんですけれども、これまでの経過としてね。突然、そこで楽しみでやってみえた人たちが、ここではやってはいかんというふうに言われてしまったわけなんですけれども、せっかく毎年ここで楽しみにやっておられる方からすれば、非常に心外だというふうに思うんですけれども、いかがですか。別にそこに何か看板でも立ててあって、やっちゃいかんとか、そんなことも何にも書いてないようだし、現実の話としてはね。毎年これまでもずうっとやれたところなのに、突然やれませんかというふうに言われるのは、これはちょっといかなものかなというふうに思うんですが、どんな状況なんですか。

それから、小学校の運営委託の関係ですけれども、私たまたま、きのうポルトガル語を、要

するにブラジルの関係のことでいろいろちょっと調べる羽目になりまして、調べることになっちゃったんですが、例えば、日系の方も、当然、小学校や中学校や高校に通われる方がお見えになるというふうに思うんですけども、ハローワークだとか、名古屋に外国人雇用促進センターだったかな、中区のハローワークの中にあるらしいんですけども、そういうところでは、ブラジル語だけじゃなくて、中国語もほかの言語も多分そうだと思うんですけども、授業を支援する人を募集している状況があります。私が調べたら、ここら辺だと小牧高校とか、春日井高校でそういう募集をしているようなんですけれども、大口町の小学校や中学校では、そういう問題というのではないのでしょうか。私は、今回は理科の支援員ということで、南小の5年、6年と今御説明があったわけなんですけれども、それだけじゃなくて、うちの子供の同級生の子でも中国の国籍のお子さんもお見えになりましたし、今でも私も仲よくさせてもらっていますけれども、非常に日本語も堪能な方で、それはそれでよかったわけなんですけれども、しかし、今度、親と会話しようと思うと、親御さんは日本語が非常に苦手だとか、それからフィリピンの言葉なんかはしゃべれるけれども、日本語は苦手だというような方がお見えになると思うんですよ。やっぱり僕は、そういった語学がある程度できる、そういう人が学校には必要なんじゃないかなというふうに、きのうもちょっと考えさせられたところなんです。今回、たまたま理科の支援員ということで話が出てきたわけなんですけれども、しかし、そういった理科だけでなく、そのほかの全部の教科、それから学校生活全般ですね、そういったものも含めて、そういった言葉を通訳してもらえそうな、そういう支援員というものが、私は必要じゃないかなと思うんです。子供を介してということになると、やっぱり子供さんのことを伝えたいわけであって、直接そのことを子供さんには聞かれたくないことだって、多分学校の側からすると、僕は、幾らでもあると思うんですよ。ですから、そういう意味では、そういった語学に堪能な人を学校にも配置していくということが私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は、今どういう対応をしておられるのでしょうか、教えてください。

議長（倉知敏美君） 杉本参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 商工費の関係で、吉田正議員より御質問いただきました。直接、ライトアップの委託料の減という内容ではなかったんですが、関連して質問を受けましたので、お答えさせていただきます。

まず、権利関係、あの駐車場が舗装してある、舗装していないは、権利関係で分けております。砂利敷きの方は借地、舗装の方は大口町の所有という分け方でございますので、その点はひとつパーベキューをやるために砂利敷きということではなくて、そういう権利関係でございます。それと、パーベキューですけれども、今までも推奨しておったわけではなくて、駐車場です。黙認をしておったのは、私どもも事実でございます。それと、尾北自然歩道の中で

は幅が2メートルほどしかございませんので、あそこではもちろんできません。尾北自然歩道に接したところの空間と申しますと、かなり限られてくるわけですが、黙認しておいたのは事実でございますし、私どもの観光商工といたしましては、ほんのわずかな期間ですので、ことしもそうですが、黙認をしておりました。ただ、申しわけございませんが、今御指摘のハンドマイクで注意をしたという事実関係は、私、承知しておりませんので、ちょっとお答えできません。以上、回答とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） それでは、吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、理科支援員の配置につきましては、国並びに県から一方的なというか、予算があるからやったらどうだということで、平成23年の予算が決定してから、3月ごろに調査があったもので、南小学校につきましては、平成22年度に北小学校と西小学校が実施しておりますので、以前やったことがない学校ということで、南小学校に、ことしやっていただくということになりました。そんなような経過がございます。

外国語活動の支援員といたしまして、県の方が二世の方を派遣していただいております。対象校といたしましては、西小学校と大口町中学校です。いずれも、国籍、外国名までは忘れましたが、それぞれ支援が必要なお子さんが在学してみえます。その子たちのために、学校へ事前に配置計画、何月の何時間目という配置計画の調査が来まして、それに基づいて、月1という形ではないんですけれども、支援が県の方で行われております。また、町の方の単独の事業といたしまして、現在、ALT、外国語活動の支援員を予算化して、中学校1名、小学校1名を配置しております。いずれも、外国語である英語活動への支援員でありますけれども、うち小学校の方につきましては、英語圏じゃない方を配置してみえた経過がございますので、その方に、必要であれば支援をしていただくということになっております。それから、予算でお願いしております学校支援員として、ことしから各校、小学校の1学年のクラス分だけ配置しております。その中で、そういう外国語活動も必要であれば、今後検討して配置していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 今の総合グラウンドの北側の駐車場というのは、総合グラウンドそのものが、多分ウィル大口が指定管理か何かで委託されているんじゃないですか。だから駐車場も含めて指定管理者として、ウィル大口の方に委託がなされているんじゃないですか。違うんですか。だからウィル大口の方は、ここでやっちゃいかんと言うわけですよ、これは。だから、町としては黙認しておるんだけど、しかしウィル大口には、そんなことは伝わっていません

るので、当然どいてくださいという話になるわけですよ。去年もそういうことがあったらしいんですよ、どうも。あそこの部分は、僕は鈴木町長の時代のときにも話があったと思うんですけども、あそこにシルバー人材センターを建てるときに、今まで楽しみで、そこで花見をやっていた人たちが、そこからできなくなってしまうんじゃないかというような話が出たときに、「いや、あそこの部分は土のままで残しますから、自由にバーベキューなんかもやってもらえるように、土のまま残しておきます」というやりとりがあったんですよ。ですから、消極的ではなくて、積極的に花見も盛り上げて、桜祭りも盛り上げていきましょうという話があったんですよ。これは古い話になっていっちゃうもんで、そんなやりとりがあったかどうかというのは、皆さんあまり記憶がないのかもしれないんですけど、しかし、そういうやりとりした覚えがあるんですよ、私は。だから、こんな問題を、この場で言っているのか悪いのかわからなかったんですけど、直近の話だったもんですから、持ち出したんですよ。だから、そこら辺のところは、指定管理者であるウィル大口ともよく話し合っていたかないと、もう、火をたき始めた段階で、「はい、火をとめて出ていってください」と言われたら、これは本当に泣くに泣けませんよ。材料も全部そろえて持ってきておるのに、そんなやめられますか、本当に。そんなことでは本当に困るんですよ。ですから町の方としても、積極的に桜祭りも盛り上げていただく上で、きちんと、黙認というよりも、大いにやってくださいというような立場で、花見や桜祭りを盛り上げる積極的な姿勢でおっていただかないと、そんなことでは私は困るなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 今、総合グラウンドの未舗装の部分ですが、権利関係の問題、あるいは当時鈴木町長とのやりとりのお話を聞かせていただきまして、一つには、やっぱり公共施設というところでの管理という部分があって、この間の経緯の中で、例えば場所の取り合いがあったとか、ごみの処分がうまくいっていなかったとかというようなことがあったのかもしれない。これは、ちょっと私も承知しておりませんが、そういった問題、あるいは先ほど吉田議員の方から言われましたように、指定管理者として、引き継ぎが十分じゃなかったのではないかなというような問題がいろいろあるかと思います。この点については、桜祭りの趣旨にのっとった形で、一度町の方で調整をさせていただきまして、対応していきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

議長（倉知敏美君） ほか、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(倉知敏美君) 続いて、日程第15、議案第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、齊木一三議員の退場を求めます。

(10番 齊木一三君、除斥に該当するため退場)

議長(倉知敏美君) それでは、提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(森 進君) 議長さんのお許しをいただきましたので、議案第33号 監査委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

この案を提出いたしますのは、監査委員 柘植満氏の任期満了に伴い、その後任に愛知県丹羽郡大口町余野一丁目149番地。昭和23年9月23日生まれ。齊木一三氏をお願いするものであり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。どうぞ、よろしく願いをいたします。

議長(倉知敏美君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

議案第33号 監査委員の選任について、質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

齊木一三議員の入場を認めます。

(10番 齊木一三君 入場・復席)

議長(倉知敏美君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時53分)

議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時54分)

議長(倉知敏美君) 休憩中に議会運営委員長、議会広報常任委員長、議会基本条例検討特別委員長及び南小学校建設特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査・調査の申し出については、本日の日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定をいたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長(倉知敏美君) 追加日程第16、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長(倉知敏美君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第4回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会臨時議長 土 田 進

大口町議会新議長 倉 知 敏 美

大口町議会議員 柘 植 満

大口町議会議員 伊 藤 浩